

イスラエルのドゥルーズに見る多元主義の受容

—2015年「遺産」の教科書を中心に—

井森 杉太（東京外国語大学大学院修了
修士（国際学）、中東調査会元研究員）

※本稿は東京外国語大学に2021年1月に提出した修士論文「イスラエルのドゥルーズの『世俗化』—セクトからデノミネーションへ—」に、第一章と第三章を中心に加筆修正を加えたものです。

サマリー

本論文では、東アラブ地域に100万人、イスラエルに14万人程度居住する宗教的少数派

であるドゥルーズを扱った。ドゥルーズはイスラーム教シーア派の潮流から生まれた宗教集団であるものの、独自の聖典を有しており、輪廻転生や厳格な内婚制の規範など特徴的な規範を持つ。また、同宗派は長期に渡って他宗派からの迫害に直面しており、20世紀初頭時点ではほとんどの住民が週2回礼拝に参加するなど高いコミットメントが特徴であった。イスラエル建国以後、政府は歴史的背景を利用した分割統治を試み、教育現場等でドゥルーズとアラブ・イスラーム文化との差異を強調しようとした。しかし、近年パレスチナとの和平が進んだ結果、ドゥルーズはユダヤ教・キリスト教・イスラーム教と共通点を有する「一神教」であることが教科書で強調されるようになった。

1.はじめに

ドゥルーズとは、東アラブ地域の4か国、イスラエル・ヨルダン・シリア・レバノンを中心に100万人程度の信者を有する宗教集団である。イスラエルに於いてドゥルーズは、他のアラブ系住民と比べて、イスラエル国家との緊張が低いとされる。また、少数派のアラブ系住民への統治政策の一環として分割統治の対象とされ、他のアラブ人・イスラーム教徒との相違点がイスラエル国家の側によって政策的に強調されてきたと先行研究は指摘している。

しかしドゥルーズの宗教教育の教科書である、2015年に出版された「遺産」の教科書を分析すると、ドゥルーズはユダヤ教・キリスト教・イスラーム教と同じ「一神教」であることを強調するなど、かつての教科書とは異なる側面が見えてくる。その変化と背景について考察したい。

2.ドゥルーズとは

ドゥルーズは、イスラーム教シーア派の一派である、イスマーイール派の文脈から生まれた集団である。イスマーイール派の王朝であるエジプトのファーティマ朝の第7代カリ

フであるハーキムが自らを「神」であると宣言したことをきっかけに誕生したものの、彼の没後にハーキムの支持者グループは弾圧を受け、東アラブに拠点を移した。この集団は当時の宣教員ダラジーの名を取って「ドゥルーズ」と呼ばれるようになる。

ドゥルーズは、イスラーム教から派生した集団であるものの、イスラーム教とは多くの点で異なる。第一に、「英知の書簡集（ラサーイル・ヒクマ *رسائل الحكمة*）」と呼ばれる独自の聖典が存在することである。この聖典は教宣員らの書簡集から構成されている。この聖典は聖書やクルアーンなどの公開されている宗教の聖典とは異なり、イニシエーションを経た宗教的な人物しか読み、学ぶことが本来許されない。

しかし、19世紀に西欧に持ち出されたことで外部の者による研究は進んでおり、フランス語への完訳や英語や日本語への部分訳は存在する。内容としては、ハーキムの没後の弾圧を受けている時期に書かれているため、他宗派への攻撃と自宗派のみを正当とする言及が多く見受けられることも特徴である [菊池達也 2007, 65-84]。

第二に、イニシエーションを経た人物とそうでない人物の区別が存在することである。イニシエーションを受けた人物はアラビア語でウッカール (*عقل*) と呼ばれ、経ていない人物はジュッハール (*جهال*) と呼ばれる。ウッカールは男性の場合、特徴的な白い帽子や口ひげを生やし、ジュッハールよりも宗教的な暮らしをすることが求められる。ウッカールは典型的には高齢者としてイメージされることが多い。

第三に、外部の人間がドゥルーズに改宗することが許されることである。ドゥルーズの両親に生まれたドゥルーズだけがドゥルーズと見做される。

第四に、厳格な信徒同士の単婚制を取ることである。イスラーム教スンナ派のような複婚は行われず、ドゥルーズは信徒同士で結婚しなくてはいけない。現代ではごく稀にドゥルーズとそれ以外との宗派との結婚が行われることがあるものの、共同体外の人間がドゥルーズに改宗することは先述の理由で許されない。そのため、ドゥルーズの側が相手の宗派に改宗することとなる。

第五に、イスラーム教徒が可能であれば必ず行うべき義務とされる、メッカ巡礼やラマダーン月の断食を行わないことである。しかし、イスラーム教の文脈のなかでメッカ巡礼の最終日に行われるイード・アル・アドハーや、ラマダーン月の断食の終わりのイード・アル・フィトルは祝われる。

第六に、イスラーム教で通常信徒が信じ、行うべきとされる「六信五行」の規範を持たないことである。六信とは神・天使・啓典・預言者・来世・定命であり、五行とは信仰告白・礼拝・喜捨・断食・巡礼である。それに対して、ドゥルーズ派は「正直であること」「同胞の保護」「偶像を拝んではならない」「悪魔を拒絶すること」「神の唯一性への信仰」「神の意志に満足すること」「神の意志に服従すること」の七つが義務とされる (Abu-Izeddin.N.M 1993, 117)。

第七に、ドゥルーズは輪廻転生を信仰している。ドゥルーズが亡くなると、同じドゥルーズ共同体のどこかで、同じジェンダーのこどもとして生まれ変わっていると信じられて

いる (Dwairy 2006, 29-53)。

このような主流派イスラームとの相違ゆえに、ドゥルーズがイスラームの一派ということができるかどうかは争われてきた。しかし、シリアやレバノンのようなイスラーム教徒が多数派のアラブ諸国では、ドゥルーズはイスラーム教の一部と通常みなされている。しかし、イスラエルにおいては、「ドゥルーズ」は、行政制度の住民登録上イスラームとは分けられており、徴兵などの待遇も他のイスラーム教徒やキリスト教徒とは異なる。それゆえに、通常ドゥルーズはイスラームとは別宗教と考えられている。

2.イスラエルにおけるドゥルーズとアラブ人

本稿はイスラエル内部のドゥルーズについて取り扱う。そのため、その背景としてイスラエルという国と、この国が抱えるいくつかの特殊な事情にも若干の説明を加えたい。

イスラエルは東アラブ地域に存在する国家であり、帰属が争われている地区を統計地域に含めるかによって若干の数値のズレが存在するものの、およそ 900 万人程度の人口を有する。

イスラエルの宗教は 8 割がユダヤ教である。イスラエルは一般的な西欧の国と異なり、結婚・離婚といった家族法が属する宗教によって異なる。これはかつてこの地域を支配していたオスマン帝国のミッレト制度に由来するもので、アラブのほとんどの国も同様の家族法を採っている。それゆえに、行政は個人の宗教を把握しており、政府による宗教ごとの人口統計も存在する (Central Bureau of Statistics 2020)。

このことは、本人の信仰実践や意識に関わらず、一部の例外を除いてイスラエル人のほとんど全てはユダヤ教・キリスト教・イスラーム教・ドゥルーズのどれかに所属していると見なされることを意味している。

同国はユダヤ人の移民運動であるシオニズム運動を経て建国された。このシオニズム運動は、19 世紀末にヨーロッパでの反ユダヤ主義の高まりを経て生まれたものである。

シオニズム運動は、ユダヤ教・キリスト教の聖典である旧約聖書に古代イスラエル王国の版図として記されている「ダンからバアル・シェバまで」の領域に、ユダヤ人の民族的故郷を建設することを求める動きであった。この領域は、ローマ帝国の支配下に入って以降はパレスチナと呼称されていた。第一次世界大戦の最中に、イギリスはシオニストの支持を集めため、戦勝の際にはユダヤ人に民族的故郷の建国を約束するという内容のバルフォア宣言を発した。これは戦争中にヨーロッパやアメリカのユダヤ人の支持を集めるためのものであった。

第一次世界大戦後の 1920 年にイギリスは「委任統治領パレスチナ」という植民地を形成し、そこにユダヤ人の移民を許可した。当初はこの土地でユダヤ人と先住民のアラブ人は良好な関係を有していたものの、移住者の増加に伴い関係は悪化した。

諸説あるものの、対立が決定的となったのは 1929 年の「嘆きの壁事件」であり、この事件では現地に昔から住んでいたユダヤ人も対立の中で殺害された。これによって、ユダヤ人とアラブ人との対立という図式が決定づけられたとされる。

第二次世界大戦を経た 1947 年にイスラエルは建国を宣言し、それと同時にアラブ諸国はイスラエルに宣戦を布告した。戦争の過程では、70-80 万ともいわれる難民が発生した。しかし、この時に停戦ラインに残り続けたアラブ人には、イスラエル国籍が付与された。なお、イスラエル軍は 1967 年の第三次中東戦争でヨルダン川西岸地区やガザ地区を占領したが、これらの地域の人々にはイスラエル国籍は付与されていない。1993 年のオスロ合意以降は、ヨルダン川西岸地区やガザ地区は「パレスチナ自治区」として、段階的に自治権が与えられることが決まり、暫定自治政府が発足した。しかし、今なおほとんどの地域でイスラエル軍の占領が続いている。

現在イスラエルの人口の 2 割ほどをアラブ人が占める。このアラブ人の居住する地域に對しては、教育や地域のインフラがユダヤ人の地域ほど多く整備されておらず、収入の面でも低いままにとどまっていると指摘されている。

また、イスラエルでは男女双方に対する徴兵制が課されている。イスラエルは政治・経済と軍が密接にかかわっており、軍でどのような地位を経験したかが後のキャリアに大きく影響する。しかし、イスラエルの多くのアラブ人は徴兵の対象になっておらず、軍で働くこともない。そのことは、イスラエルにおいてユダヤ人がアラブ人より有利な地位にあることを正当化する理由ともなっている。

しかしながら、本稿で取り上げるイスラエルのドゥルーズは例外的に徴兵の対象とされており、政策的に特殊な取り扱いを受けている。

3.イスラエル国家におけるドゥルーズ

イスラエルのドゥルーズの人口は 2019 年度において 144200 人であり、これはイスラエルの人口の 1% 強である (Central Bureau of Statistics 2020)。

ドゥルーズは、イスラエル建国以前においては多くの迫害を経験してきた集団であり、オスマン帝国の統治下においては彼らの殺害を許容する法的見解が高位のイスラーム法学者によって発されたこと也有った (Hazran 2012, 224-247)。

そのような迫害ゆえに、外部との交渉も少なく、社会との間での緊張の高い集団であった。一般に、社会との緊張の高い宗教集団は、構成員に多くのコミットメントを求める。その例にもれず、ドゥルーズにおいても 19 世紀初めにおいては週に 2 回礼拝が持たれ、男性のほとんど全員がイニシエーションを受けた者特有の恰好をしていたことが報告されている (Khniess 2015, 71)。

しかし、現代イスラエルの建国以降、イスラエル・パレスチナ問題を背景に、イスラエルで多数を占めるユダヤ人の社会と少数派であるアラブ人の社会との間の緊張があるにもかかわらず、徴兵を含むイスラエル国家の政策ゆえに、ドゥルーズとイスラエルの社会全体との緊張は大幅に薄まった。それゆえに、ドゥルーズは自らをイスラエル社会の一員であると考える傾向がある。その一方、他のアラブ人は自らをイスラエル社会の一員と考えない傾向がある。そのことを分かりやすく示すデータとして、いくつかの調査を紹介したい。

たとえば、テルアビブ大学はイスラエルのアラブ人 500 名に対して、「あなたのアイデンティティーをなんと定義しますか？」という電話による自由回答式のアンケートを行った。これは自由回答式であり、複数答えることが許容されるものである。この中で、自らを「イスラエル人」と回答したのは 39.9% にとどまった。なお、「パレスチナ人」と回答したのは 42.2% であった (Sorek 2011, 472)。

しかし、ドゥルーズの大学生 50 人に対して行われた 1 時間のインタビューに基づく調査では、50 人中 46 人が自らを「イスラエル人」であると回答し、3 人が「パレスチナ人」と回答した (Halabi 2014)。

また、The Israel Democracy Institute によって行われた質問票の中では「あなたはイスラエルを誇りに思うか？」「国とその諸課題の一部だと感じるか？」という質問が行われた。その中で「イスラエルを誇りに思う」と答えたイスラーム教徒は 49% であり、キリスト教徒は 64% だったのに対し、ドゥルーズは 83% と他宗派に比べて多かった。また「国とその諸課題の一部だと感じる」と答えたイスラーム教徒は 34%、キリスト教徒は 52% だったのに対し、ドゥルーズは 61% と、この問い合わせにおいても他宗派に比べて多かった (Hermann 2016)。

これらのデータは、イスラエルのドゥルーズとイスラエル社会全体との間の緊張が低いことを示している。このようにイスラエル社会に統合された歴史的背景について紹介したい。

4. イスラエル国家のドゥルーズの歴史的背景—イスラエル建国以前—

ドゥルーズが住む国は主にイスラエル・レバノン・シリアの農村である。しかし、シリア・レバノンにはドゥルーズ集団を庇護し、自らもドゥルーズを信仰する大領主が歴史的に数家族存在した。有名なものを挙げると、レバノンには現在も民兵組織を持つ政党・社会進歩党の党首として権力を有し続けているジュンブラー家が存在する。また、シリアではシリア大反乱の際に大きな役割を果たしたアトラシュ家が有名である。

しかしながら、現在のイスラエルにあたる領域では事情は異なる。17 世紀まではレバノン山脈に基盤を置く大領主ヤマン家の庇護下に置かれていたものの、ヤマン家は徐々に力を失っていった。そしてスンナ派の大領主ザヤーディナ家は徐々にイスラエルのドゥルーズ集団を圧迫していった。宇野昌樹は事例として、カルメル山周辺には 18 世紀には少なくとも 9 つのドゥルーズの集落が存在したものの、現在は 2 集落であることを紹介している [宇野昌樹 1996, 158 - 159]。

その背景には、大規模な迫害や内乱などが原因で徐々にイスラエルのドゥルーズがシリアのジャバル・ドルーズ地方に移住していったことが挙げられる [宇野昌樹, イスラーム・ドルーズ派:イスラーム少数派からみた中東社会 1996]。当時において多数派のスンナ派からドゥルーズは異端視されており、ドゥルーズへの迫害を正当化する文書も多く出された。一例を挙げると、オスマン朝スルタンは 17 世紀にレバノンの大領主ファハルッディーン

2世との対立の中で、ダマスカスの法官に命じてドゥルーズを「背教者」であるとするファトワーを出させていた。同ファトワーの中では、ドゥルーズの男性は殺害し、子供と女性は捕虜とするべきと書かれている (Hazran 2012, 224 - 247)。ドゥルーズへの宗教的迫害はイスラーム法的に正当化されうるものであった。このことは、ドゥルーズ集団と外部の社会との緊張を高めた。

また、オスマン帝国ではイスラーム教徒以外の異教徒の自治制度としてミッレト制が存在した。この制度は、非イスラーム教徒に対して、宗教上・民法上の自治を認めるものであった。しかしながら、ドゥルーズが独自のミッレトとして認められることはなかった (Khnifess 2015, 68)。このことは、ドゥルーズは公的にはイスラーム教徒であり、ドゥルーズの民法ではなくイスラーム法に基づいて裁かれることを意味していた。

ここで、イスラエルにおいてドゥルーズ集団はいわば二重の脅威にさらされてきたことを意味する。一つには、ドゥルーズ集団が大領主の庇護を受けることができず、周囲の多数派からの迫害に常にさらされてきたことである。また、公的な次元では、ドゥルーズ集団は独自の民法上の自治が認められず、たとえ大きなタブーとされる外婚を行ったとしても、それは有効なものと見做されてしまうということを意味していた。

そのような外集団からの脅威に晒された集団の凝集性が高くなることは、想像に難しくないことである。一般に、社会と否定的な関係にあり、他の宗教の正当性を受け入れない宗教的集合体はセクト的な性質を帶び、構成員に強いコミットメントと忠誠を要求する [レディス・B・マクガイア 2008, 237 - 239]。

実際、現在のイスラエルにあたる地域の20世紀初頭のドゥルーズ集団男性のほとんどは、毎日宗教実践を行い、イニシエーションを受けた人であるウッカールにふさわしいとされる特殊な服装を着て、木曜および日曜日には礼拝に通っていた (Khnifess 2015, 71)。

さらに、一般にイニシエーションを経た人物は「英知の書簡集」と呼ばれるドゥルーズの聖典を所有し、読むことを許される。この「英知の書簡集」は、最後の審判の日には他の宗教（スンナ派、シーア派、キリスト教、ユダヤ教）を信じる者には、宗教ごとに異なる厳しい罰が課せられることが事細かに描写されている [菊池達也 2007, 65-74]。ある地域集団でウッカールが多いということは、ドゥルーズの聖典が持つ他宗教を排除する宗教個別主義的な内容に触れた者が多いこともまた意味している。

このようなイスラエルのドゥルーズ集団の宗教的な凝集性の高さは、他の地域のドゥルーズに比べて際立ったものであった。例えば、19世紀にレバノンを調査したフランス人は、イニシエーションを経た人物は120人に一人程度だと報告しており、宗教的コミットメントの度合いが低かったことがわかる [宇野昌樹 1989, 81-96]。

イスラエルのガリラヤ地方とレバノンは、地理的には非常に近い。しかしながらこのようなコミットメントの度合いの差が生まれた背景には、レバノンにおいては有力な大領主の庇護を受けることができ、社会との緊張が低かったことが大きな要因だろう。それに比べて、イスラエルにおいてはそのような庇護を受けることができず、社会との緊張は極め

て高かった。そのことは宗教的コミットメントの度合いの高さに現れていると言えよう。

このような状況下ではあったものの、ドゥルーズの有力者は民法上の自治を得るために活動していた。彼らの請願を受け、ベイルートの領主によって、1908年に、現在のイスラエルにあたる地域のドゥルーズ集団の有力者であるターリーフ家は、アッカ州において法官（カーディー）に任命された。しかしながら、彼らの法官資格はアッカとその周囲に限定されていた。さらにターリーフ家の裁定に不服があった場合、イスラーム法廷に訴え出ることもできた (Khniess 2015, 68 - 70)。このように、彼らが一時期獲得した民法上の自治権は不十分なものにとどまった。

また、オスマン帝国は第一次世界大戦の敗戦に伴って滅亡し、それを引き継いだトルコ共和国は東アラブの領域を失った。現在のイスラエル・パレスチナにあたる領域はイギリス委任統治領パレスチナに引き継がれることとなった。

イギリス委任統治領パレスチナは、オスマン帝国のミッレト制を基本的に継承した。それゆえに、ドゥルーズ集団には民法上の自治が与えられることはなく、彼らの民法上の問題はイスラーム教スンナ派の組織であるムスリム最高評議会で裁かれることとなった。

また、イギリス委任統治領パレスチナは、22人からなる立法評議会を組織しており、うち12人はキリスト教徒、イスラーム教徒、ユダヤ教徒から4人ずつ住民代表が出されていた。しかし、ドゥルーズに割り当てられた代表はいなかった (Khniess 2015, 76 - 77)。

このように、制度的側面にドゥルーズが行政に要望を伝えることができない状態であった。結果として、ドゥルーズ村落は低開発のままにとどまることとなり、学校や診療所もない状態であった。1939年にドゥルーズの村落を訪問したユダヤ人のアーロン・エプステインは「他のアラブ人の村落よりもドゥルーズ派は悪い状態にある」と報告している (Khniess 2015, 77)

このような状態に対してドゥルーズの有力者らは不満を持ち、繰り返しドゥルーズ集団を独自のミッレトとして認めるよう請願していた。例えば、先述のターリーフ家はイギリス委任統治領の行政府にドゥルーズ派を独自の宗派共同体とし、その際にターリーフ家を法官とするよう要求を行っていた [宇野昌樹 1996, 225]。しかしながら、それらの要望は無視されていた。

その原因は、行政の側がムスリム最高評議会とそれを率いるハッジ・アル・アミーンとの関係を損なうことを恐れたからと推測されている (Khniess 2015, 79)。また、当時のドゥルーズは地方に住むごく少数派であった。委任統治領パレスチナの人口統計によると、1931年の時点で非ユダヤ人人口 861211人のうち、ドゥルーズは 9148 人であった [宇野昌樹 1996, 273]。このように非ユダヤ人人口の中で 1% にも満たない少数派であったことも、有力者らの請願が無視された背景にあると考えられる。

しかし、1929年の「嘆きの壁」事件はドゥルーズにとって転機となった。同事件は大規模なアラブ人とユダヤ人の暴力事件であった。この事件では西欧諸国からの移住者ではないパレスチナ在住のユダヤ人も他のアラブ人から攻撃を受けた。このことは、パレスチナ

において長年続けてきたユダヤ教徒と他宗教との共存が破綻してしまったことを意味しており、パレスチナの歴史において転機とされる。

しかし、ドゥルーズはこの「嘆きの壁」事件において中立を保っていた。1930年にドゥルーズの有力者らがイギリス委任統治領当局に出した手紙の中には、この「嘆きの壁」は宗教的争いであり、ドゥルーズは中立を保つ旨が書かれていた。シオニストらはドゥルーズが他のアラブ人と異なって中立の態度を示したこと注目し、以後その立場をさらに良好化することを目指して働きかけを行っている (M.Firro 1999, 30)。

例えばシオニストの有力者で、のちにイスラエル第二代大統領となるイツハク・ベン・ツヴィは1930年にドゥルーズの村落を訪れた後に報告で、「このコミュニティーとの友好関係を築くことが重要である。(中略) イスラエルのドゥルーズを訪れ、彼らに政府あるいはムスリムやキリスト教徒によってかけられている圧力に対して法的な支援を行う準備ができるることを示すことが必要である」と書いている (M.Firro 1999, 24)

このように、シオニストが友好的関係の構築を試みた背景は2点ある。第一にはパレスチナの反ユダヤ・反シオニスト的な動きを抑えるためであり、第二にはアトラシュ家をはじめとするシリアやレバノンのドゥルーズの有力者がパレスチナでのユダヤ人とアラブ人の争いに介入することを防ぐためであった (Khnifess 2015, 80)。

ドゥルーズの側にあっても、シオニストによる支援は非常に有益であった。

例えば、外部とのトラブルが発生した場合において、ドゥルーズの有力者の側がシオニストを頼って紛争を解決することは行われていた。例えば1930年7月にドゥルーズの女性と密通した疑いのあったスンナ派の警察官が殺害された事件が起り、容疑者としてドゥルーズの若者が拘束された。これに対してターリーフ家のトップであったサルマーン・ターリーフは先述のイツハク・ベン・ツヴィと接触し、委任統治領当局に若者の釈放を取り計らうように要請を出した。その結果その若者は釈放された [宇野昌樹 1996, 228 - 229]。

このように、行政に要求を伝えることが難しかった当時のドゥルーズにとって、シオニストは自らの要望を伝える貴重なパイプ役となったことがうかがえる。

また、政治的側面にとどまらず、シオニストらはドゥルーズ派の農作物の買い手として、経済的にも彼らを支える存在であった。Khnifessはタバコが1930年に全く育てられていなかったにもかかわらず、1948年には非常に多く育てられ、ハイファ市のユダヤ系企業のドゥベク社のタバコ工場に販売されていることを示している (Khnifess 2015, 93)。このことは、シオニストらはタバコの買い付けを通して、経済的な機会を提供したこと示している。

この1920年代から30年代の時代にかけては、入植してくるシオニストとアラブ人の間で対立が生まれ、その中で民族主義に基づく動きが生まれてきた時代でもあった。しかし、シオニストの多くは都市あるいは限られた地域の農村にのみ入植しており、ドゥルーズが日常生活の中でシオニストを脅威に感じることはなかった。むしろ自集団の外部に存在し、自らに多様な便宜を提供する集団とみていた。そのため、他のアラブ人と異なり、シオニ

ストと対立することはなかった。

このように、政治・経済両面においてシオニストはドゥルーズの取り込みを図っていた。その帰結として、シオニストとドゥルーズ有力者の間には協力関係が結ばれた。第一次中東戦争が発生する前年の1947年の時点において、シオニストはドゥルーズの村落を襲わず、ドゥルーズはシオニストを襲撃しないという旨の密約が結ばれていた。この密約が実際に守られていたことは、第一次中東戦争の最中、イスラエル北方のレバノンに亡命する難民のほとんどがドゥルーズの村を通過していったことで示されている (Khniess 2015, 97 - 104)。また、上記の密約に見られるような単なる相互不干渉にとどまらず、同戦争中にドゥルーズは農作物を兵糧としてイスラエル軍に提供したこともあった (K. M. Firro 2001, 40-53)。

さらに、戦争中の1948年にベングリオン首相はドゥルーズの長老たちと面会し、ドゥルーズに民法上の自治権を与える内諾を行っていた (Khniess 2015)。これはドゥルーズが長年求めていたことであった。

このようにシオニストとドゥルーズはイスラエル建国以前にすでに友好的な関係の構築に成功しつつあった。イスラエル建国後、ドゥルーズには特別な地位が与えられ、それによって政治・経済的に特殊な立ち位置の存在となっていくが、その土台はすでにこの時点に存在する。

5.イスラエル政府建国後のドゥルーズ集団への文化政策

1948年5月14日にイスラエルは独立を宣言した。同日にアラブ諸国の連合軍はイスラエルに宣戦を布告し、第一次中東戦争が始まった（イスラエルの立場からは「イスラエル独立戦争」と呼ばれる）。この戦争は1949年に終結した。この戦争の結果として、イスラエルはイギリス委任統治領の77%を領土とする独立国家となった。戦争の過程では、パレスチナの村民に対するイスラエル軍の暴力、あるいは錯綜する情報の中で、70万人から80万人のパレスチナ人が避難民として故郷を離れた。しかし、ドゥルーズの村落は先述通り襲われることもなく、したがって難民化することもなかった。

このようにドゥルーズに特殊な便宜が図られたことは、一面では少数派と多数派を分断し、少数派の側に特権を与えることで多数派との間に亀裂を作り上げるという、植民地主義国家にしばしば見られる事態である（この「分割統治」の他の代表的事例としてはフランス領シリアでのアラヴィー派や、ベルギー領ルワンダでのツチの重用が挙げられるだろう）。

しかし、イスラエルのドゥルーズにはこれに加えて、もう一つ特殊な要素がある。それは、長い間高官らがユダヤ民族とドゥルーズを、ともに歴史を通して多数から被害を受け続けてきた被害者であるとみなしてきていたことである。そのため、社会との緊張の度合いが高いドゥルーズはユダヤ民族にシンパシーを感じ、それによってユダヤ民族の国家であるイスラエルに忠実になると考えてきた。

その一例として、レバノン内戦中にイスラエルの宗教省の高官であった Nissim Dana は、ドゥルーズの宗教者がレバノンでドゥルーズの教義を学ぶことを許可した。その理由として、ドゥルーズが宗教的な意識を強めることで、ドゥルーズとユダヤ人の関係は良好になるからであると述べている (Kaufman 2016, 645)。

更に時代を下ると、1956 年に第二代大統領のイツハク・ベン・ツヴィは、ドゥルーズは多数派に虐げられてきたがゆえに、虐げられてきたユダヤ教徒の感情を理解することができると書いている (K. M. Firro 1999, 2)。

イスラエルのドゥルーズはヨーロッパにおけるユダヤ教と同様に、社会との緊張が高く、セクト的なコミットメントを構成員に要請する集団であったが、そのことを政府は逆に国家への統合に利用しようとしたのであった。

イスラエル政府の側は、ほかのアラブ人に対する緊張をより高めようとし、その一環としてドゥルーズの信仰実践の中のイスラーム的な要素を排除しようとした。そのような意図が読み取れる文化政策は、①ドゥルーズに徴兵を課して独自の民族として扱ったこと②聖者廟とシュアイブ崇敬の強化③独自の教育カリキュラムの導入、の三点である。

第一に徴兵について述べたい。イスラエルは 1956 年にドゥルーズの男性に兵役を課すことを決定した。キリスト教徒やイスラーム教徒に兵役を課さず、ドゥルーズにのみ兵役を課した公式の根拠は、人々の請願であった。他のアラブ人からは、近隣諸国のアラブ人に対して敵対する立場になりたくないことを理由に兵役から除外してほしいという請願があったことを根拠に、兵役は課されなかった (K. M. Firro 1999, 157)。しかしながら、ドゥルーズの有力者からは逆に自らを兵役に加えてほしいという請願があったことを根拠に、彼らは兵役に参加することとなったとされる。

しかしながら、Zeeden は当時の公文書を分析する中で、この請願文書が極めて不自然なものと指摘している。第一に、それらの文書は 1955 年 12 月にすべてが記されている。第二に、ヘブライ語で記された請願しか残っておらず、アラビア語で書かれたものが一つも残っていないことである。さらに、1954 年から 1955 年までの間にイスラエルの軍の内部では、ドゥルーズを兵役に就かせるべきであるという議論を行っている (Zeeden 2019, 1-15)。このことから、ドゥルーズを兵役に就かせることは、イスラエルの軍の側が主導したものであると推定される。

ドゥルーズは当時わずか一万人強しかいない少数集団であり、軍務に就かせることの軍事的メリットはわずかであった。しかし、ほかの宗教のアラブ人を軍務に就かせず、ドゥルーズを軍務に就かせ、他のアラブ人との間に分裂をもたらすことで、ドゥルーズと他のアラブ人との間には緊張が生まれることとなる。そのことは、アラブ人が一致して政府に反旗を翻すことを恐れているイスラエルには都合のよいものであった。

また、ドゥルーズがイスラエルに統合されていることを宣伝することは、国際社会に対するアピールという点にとっても政府にプラスになるものであった

その一方で、ドゥルーズの長老たちにとっては本来望ましいものでなかつたと考えられ

る。「ウッカール」と呼ばれる、イニシエーションを経たドゥルーズは、酒やたばこを吸わず、慎みをもって食事をし、暴力を避けることが求められる。また、争いの中でもウッカールを傷つけてはならないとされている (W.S.Oppenheimer 1980, 621-635)。

1950 年代においても、ドゥルーズの男性はほとんどがウッカール特有の宗教的な恰好をしており、宗教へのコミットメントの度合いも高かった (Khniess 2015, 116)。ドゥルーズの若者が兵役に行くことは、宗教的に望ましいとされる暮らしができなくなることを意味していた。

実際、ドゥルーズの長老の中でも Farhud Farhud は、ほかの長老たちに徴兵に反対するよう呼びかけを行っていた。それは、若者が長期間村の外で過ごすことで、宗教の教義を学ばなくなることを恐れたからである。しかしながら、わずかな長老たちしかこの抗議には加わらなかった (Khniess 2015, 168-169)。これは少数派集団であるために、政府の意向に反対することでコミュニティー全体が不利な扱いを受けることを恐れたためと考えるのが自然であろう。

徴兵開始の翌年の 1957 年にはドゥルーズは宗教的共同体として承認され、独自の宗教法廷を持つようになった。そして、その 5 年後の 1962 年には、ID カードの「レオーム（民族的出自）」欄が「アラブ」ではなく、「ドゥルーズ」と記されるようになった。ドゥルーズの他のアラブ人に対する緊張は人為的にさらに高められた。

そして、ドゥルーズが軍に動員されていく中、ドゥルーズの軍人のシンボルとして、ドゥルーズのシンボルとされる五色（青赤黄白緑）と、イスラエルのシンボルであるダビデの星が組み合わされたデザインの旗がシンボルとして使われるようになった。このデザインの旗は、後述するナビー＝アル・シュアイブ廟で多く掲げられるようになる。

第二に、聖者廟について述べたい。現在最も多くイスラエルのドゥルーズが最も多く参詣する廟として、ナビー＝アル・シュアイブ廟が知られている。この廟はイスラエル政府の建国以前からドゥルーズの巡礼者を集めてきた。

政府はドゥルーズを統治するうえでの政策的な価値を 1949 年の時点でこの廟に認めていた (K. M. Firro 2001, 43)。その後、この廟の 4 月 25 日から 28 日にかけて続く参詣日においては軍人や有力政治家たちが訪れるようになった。また、ドゥルーズが新しく軍務に就く際にはこの廟で宣誓式が行われるようになった。

そして、このシュアイブ廟で祀られているのは、クルアーンに登場するシュアイブという人物である。そして、このシュアイブは旧約聖書に登場するモーセの義父のエトロと同定された。その同定の根拠は、旧約聖書に登場するエトロと、クルアーンに登場するシュアイブの出身地が同じミディアン（アラビア語読みではマダイン）ゆえである。ドゥルーズとユダヤは兄弟の関係にあるという言説をイスラエル政府の側が生み出し、それは教科書を通して政策的に流布された。

第三に、教育カリキュラムについて述べたい。ドゥルーズの教育カリキュラムが他のアラブから分離したのは他の分野に比べて若干遅く、1977 年のことであった。これが導入さ

れたきっかけは、先に述べた Farhud Farhud が 1971 年にドゥルーズ・イニシアチブ委員会を立ち上げ、ドゥルーズへの徴兵に反対する呼びかけを始めたことにある。この運動は広範な支持を集め、ドゥルーズの人口は当時 3 万 5000 人ほどしかないのでかかわらず、1 万人以上の徴兵反対の署名を集めた (Halabi 2018, 4)。この 1 万の署名すべてがドゥルーズのものとは限らず、一定数他のアラブ人からの署名もあったと思われるが、この問題が左派的なドゥルーズおよびアラブの関心を集めたことは間違いない。

政府はドゥルーズの間で徴兵反対の動きが起きたことを大事としてとらえ、この状況に対処するためにハイファ大教授のベン・ドール氏を筆頭とする学術委員会が立ち上げられた。また、国会ではシェルテルマン議員を代表とした委員会が立ち上げられた。ベン・ドール委員会においては、ドゥルーズの教育カリキュラムを設けるべきとし、それはドゥルーズのアイデンティティーが明確でないことから生じる混乱を解決するために資するとした。また、シェルテルマン委員会でも同様に、イスラエル人という意識を持ったドゥルーズを育てるための独自の教育プログラムが導入される重要性が論じられた (Halabi 2018, 4)。両委員会は、ともに独自の教育カリキュラムをつくり、そのカリキュラムを通してドゥルーズを政治的に忠実にさせることを目論んでいた。

このような経緯ゆえに、独自の教育カリキュラムを作るという作業は政策的に取り組まれた。また、ドゥルーズの教育カリキュラムを設定するために作られた教育カリキュラムの選定のための委員会のメンバーには、ドゥルーズ当事者だけではなくユダヤ人も複数いた (K. M. Firro 1999, 229)。ここから、同委員会は委員会という形式上の独立性を担保するための枠組みの中にあるものの、実質的な独立性は低かったことがうかがえる。

同委員会の決定の結果として、週 2 時間ドゥルーズ派の学校では「遺産」という新しい科目が教えられるようになった。この「遺産」科目の教育目的として「ユダヤ人とドゥルーズの特別な絆の涵養」という文言があった (Falah 2018, 262)。この部分は政府の意向の反映という側面が強いだろう。また、「遺産」の科目のほかにも歴史やヘブライ語、アラビア語等の科目でドゥルーズ独自の教科書・副読本が導入されていくことになる。

ドゥルーズのこれらの教科書の内容に関する先行研究としては、Halabi によるものがある。同氏は、80 年代の「遺産」、歴史、アラビア語、ヘブライ語の教科書を対象として分析した。「遺産」の教科書の特徴として、第一にシュアイブとモーセの繋がりが極端に強調されているという点を指摘している。

例としては、シュアイブについての説明が旧約聖書のエトロ物語に依拠しており、その物語とクルアーンやドゥルーズの伝承の中でのシュアイブの間の矛盾は無視されていることを挙げている。第二にユダヤ人とドゥルーズが歴史の中でともに被害者であり、そのことがドゥルーズにユダヤ人への親しみを持たせると記されている点を指摘している (Halabi 2018, 4-6)。歴史の教科書においても、アラブ人・イスラーム教徒の歴史家がドゥルーズはイスラーム法を守らないとして否定的に描いていたのに対し、ユダヤ人の歴史家はドゥルーズに好意的だったと記されていた (Halabi 2018, 7)。ここから、80 年代の教育

においては、ドゥルーズのカリキュラムはユダヤ人との歴史的なつながりを強調し、他のアラブ人やイスラーム教徒を敵視するものであったと言えるだろう。

このように徴兵、聖者廟ナビー＝アル・シュアイブの重視、教育は国家がドゥルーズを統制しようとするにあたって重要なものであった。その結果として、イスラエルの多数派であるユダヤ人の間の緊張が低くなつた一方で、他のアラブ人やイスラーム教徒との緊張は高いままにとどまつた。例えば、現代でもなお、ドゥルーズであることを理由に他のアラブ人から「裏切り者」と拒絶されることがある (Halabi 2014, 275)。

しかし、21世紀に入って以降、イスラエル国家の中のアラブ人との緊張の低下によって、ドゥルーズの立ち位置には変化が生まれている。

6 オスロ合意とイスラエルの教科書一般の変化

前節で述べた通り、イスラエルがドゥルーズをアラブ人から政策的に分離していた背景にあったのは、イスラエルとアラブ諸国との紛争である。イスラエルはアラブ諸国と第二次中東戦争、第三次中東戦争、第四次中東戦争、レバノン内戦などで交戦しており、アラブ人は敵国と内通しうる存在として警戒されていた。そのため、ドゥルーズを分離させることで、アラブ人・パレスチナ人が一体化しないよう分割統治することは重要であった。

しかし、1993年のオスロ合意（暫定自治政府編成に関する原則宣言）でアラブ諸国とイスラエルの関係は転機を迎えた。このオスロ合意の中で、イスラエルと PLO(パレスチナ暫定機構)は相互承認を行い、5年間のパレスチナ暫定自治を経て最終的地位協定を結ぶものと定められた。

現状のパレスチナは最終的地位協定が結ばれることなく、暫定自治の期間が無期限に延長された状態にある。また、非妥協的な主張を掲げるユダヤ人およびパレスチナ双方の個々人や集団によって、無辜の市民が殺害される痛ましい事件もしばしば起こっている。オスロ合意が目指したものは、いまだ実現されていないと言えよう。

しかし、イスラエル・パレスチナ問題が軍事によらず、政治的に解決が目指されるようになったことによって、イスラエルの中のアラブ人の境遇も変化した。

例えば、世論調査において「ユダヤ教・シオニスト国家としてのイスラエルの存立を認める」と答えたイスラエルのアラブ人は、1988年には36.8%なのに対して、オスロ合意後の1995年には64.6%となっている。また、「西岸地区やガザ地区に住むパレスチナ人よりイスラエルのユダヤ人に親しみを感じる」と答えた人は1988年には21.4%なのに、1995年には49.6%となっている (Smooha 1999, 17 - 20)。このことは、イスラエルのアラブ人がオスロ合意をきっかけに、イスラエル国家への帰属意識を深めていることが見て取れる。

イスラエルのユダヤ人対象の世論調査においても、「アラブ人には選挙権がないほうが良い」と答えた割合は1988年には42.8%なのに対して、1995年には30.9%と低下している。そして「ユダヤ人としか友達になりたくない」と答えた割合は1988年には40.5%なのに対して、1995年には32.2%にまで低下している (Smooha 1999, 23)。ここから、ユダヤ人の

側にも、徐々にアラブ人への信頼を持つ人が増えてきたことがわかる。

オスロ合意以降、大きな変化があった分野として教育が挙げられる。オスロ合意以前のイスラエルの教科書には、アラブ人を加害者・ユダヤ人を被害者として描く傾向が全体的にあった。また、ユダヤ人をアラブ人より道徳的に優れていると書かれており、アラブ人への偏見も多く記されていた (Teff-Seker 2020, 2)。

しかし、2000 年以降の教科書では、イスラエルのアラブ人コミュニティーとの共生が重視され、アラブ人への差別を問題視する姿勢が取られている。例えば、公民の教科書では、アラブ人への差別を目撃したことがあるかと問いかけるや、どんな差別が今なお存在するかを問いかけるワークがある (Teff-Seker 2020, 11)。また、公民に限らず地理や文学の教科書で、イスラエル内のアラブ人の語りを紹介する部分もある (Teff-Seker 2020, 12)。

このような変化の中で、ドゥルーズの教科書もまた変化した。次節以降は 2013 年以降のドゥルーズのカリキュラムと、2015 年に出版された教科書を検討したい。その中でドゥルーズの世俗化および、イスラエルのアラブ人の地位の変化がどのように表れているかに注目する。

7 ドゥルーズの「遺産」のカリキュラムにみる自己像と他者像

ドゥルーズのカリキュラムは、2013 年に改訂された。カリキュラムは、委員会「第一学年から第 12 学年までのドゥルーズ派の『遺産』のカリキュラムのための委員会」名義で作成されている (الترااث الدرزيّ - منهاج تعليمي للتراث الدرزيّ، صفواف الأول - الثاني عشر 2013)。

このカリキュラムには、1970 年代に制作された前回のものに比べて大きな相違点がある。前回のカリキュラムの制作委員は、ドゥルーズだけでなくユダヤ人も含まれていた。このカリキュラムを制作した 14 名全員がドゥルーズの学校の教職員あるいは大学教員であり、ユダヤ人は含まれていない。ここからこのカリキュラム自体にドゥルーズの教育者らの意向が大きく反映されていることが読み取れる。

さらに、序文を読むと、なぜドゥルーズのカリキュラムの改訂が行われたのかが書かれている。やや長くなるが、序文の訳を提示する。

新しいカリキュラムはおおよそ四半世紀の長きに及ぶ、ドゥルーズの遺産のテーマの教育の成果物である。同カリキュラムは、「遺産」の科目の思想的理解を目指す教育的・指導的な諸方法を反映させたドゥルーズの教育の諸手段の中で、新しく確固とした位置づけを目指している。

ドゥルーズの遺産の科目の諸素材を我々が会得するにあたっては、明確に矛盾する 2 つの事柄を取り扱わなければならない。一方では、ドゥルーズの宗派の価値とその特長および文化的な遺産を残したいという必然性と渴望が存在する。しかしその一方では、20 数年の間にドゥルーズ社会が目撃した諸々の変化を表現しなくてはいけない。

これらの諸変化は西欧世界を特徴づける新しく知的な局面を含みこみ、ドゥルーズ

の間にも流れ込んでいる。例えば、21世紀に全世界のあらゆる社会は一つの村の一部になりつつある。その中で学生たちはすぐにメディアの記事や放送やインターネットの中の価値観を発見する。これらの状況に対処するために、教科書の内容についての委員会ではよりふさわしい授業について議論した。

これに加え、委員会はドゥルーズの生徒に、民主的な基盤に基づいた愛国心を教育することに相反あるいは矛盾することの決してない、ドゥルーズの宗派への帰属の感覚を確かに強める統一した教育の必要性・必然性を強調した。

教育カリキュラムの文書は、上記の点に基づいて、詳細な議論を通して、教育的・思想的な理解を反映させた。

今回の「前文」の中で特に興味深い点は2点ある。一つ目は、インターネットを含むメディアの発展によって、多様な価値観に接することができるようになったことについて触れられている点である。ドゥルーズの社会の世俗化が、経済的な環境の変化や徴兵だけではなく、新たなテクノロジーの発展によってもたらされていることがうかがえる。

二つ目は、今回の序文では生徒がドゥルーズ集団への愛着を強めることと、「民主的な土台のもとで愛国心を育成する」ということの関連が論じられている。その一方で、ユダヤ人とのドゥルーズとの特別な関係については論じられていない。

イスラエルは独立宣言で、「ユダヤ的な」国家であり、同時に「民主主義的な」国家であるとも自己規定しており、両者が矛盾しうる概念であることはしばしば指摘される。イスラエルが「ユダヤ的な」民族国家であるという観念はしばしば右派的な潮流と結びつき、「民主主義的な」国家であるという観念は左派的な潮流と結びつく。そのことを踏まえると、ドゥルーズの委員会がイスラエルの文脈で「左派的」とも捉えうる記述を行っていることが読み取れる。

さらに、序文の後には「一般的なカリキュラムの目標」および「具体的な教育の目的のリスト」が挙げられている。こちらも訳して紹介したい。

一般的な教育の目的

この教育カリキュラムは、学生らにドゥルーズのアイデンティティー、宗派の遺産、アラビア語を、その文化とアイデンティティーの一部とし、深い紐帯感覚と意識を発展させることを目的としている。学生たちは、ドゥルーズの遺産の強固な基盤である、宗教的・社会的・人間的な価値の精神や行いについての価値観を学ぶ。その一方で、ドゥルーズの価値観と、イスラエルおよび現代の西欧社会を特徴づける価値観の間で調和したバランスをとることを目的とする。それに加えて、学生たちはイスラエル社会の市民としての意識を持ち、全面的に生活に参加する準備を行うよう教育される。その中では、イスラエルのすべての市民の間の平和的な共存と良好な共生関係が実現され、モラルを持った社会を構築するよう

促すことが目標となる。

教育の目的のリスト

1. ドゥルーズ派の精神的・社会的価値について理解し、それを日々の生活に必要な価値として受け入れ、社会との関係を強める。
2. ドゥルーズの民衆の遺産を、東アラブの遺産の一部として理解し、その位置と重要性を理解する。
3. ドゥルーズの遺産の2つの側面を識別する。一つは文化的一社会的なものであり、もう一つは物質的なものである。
4. 全人類にとっての普遍的で人道的な価値観をドゥルーズの社会の基礎的価値観および国家・社会の中での生活を形成する価値観として受け入れるよう教育すること。人種や宗教や性別にかかわらず、人々の間の価値観や信条を尊重すること。
5. 宗教の原則に基づいた女性の地位を教育すること。国家および社会には彼女らの権利を保全する義務があること。
6. 平和を世界に必要な価値として教え、他者に対する暴力や憎しみを争いの解決手段として用いることを否定すること。
7. ドゥルーズの宗派の文化や価値を保持するとともに、刻々と変化する現代社会に適応すること。
8. ドゥルーズの遺産と、アラブおよび中東の歴史の関係と、その意味を理解する
9. 宗派の信徒全員の間で共有する感覚を作り上げるために、ドゥルーズ派の歴史を利用すること
10. ドゥルーズの遺産がドゥルーズの宗派の信徒たちの生きている環境に浸透することの重要性を理解すること。
11. ドゥルーズの遺産と、ユダヤ人の歴史と文明の間の関係を理解すること
12. イスラエルという国家の中でのドゥルーズの位置を理解すること、およびいかにして国家と社会の間で統合されているのかを理解すること
13. 村落や地域や国やインターネット世界で、異なる集団の人々との良好な関係を発展させることの重要性を理解すること
14. 世界におけるドゥルーズの隣人たちとの関係を促進し、地域的、組織的、文化的な社会生活への参加を促す

「一般的な教育の目的」の部分においては、「イスラエルの全ての市民の間の平和的な共存と良好な共生関係」についての記述はある一方で、ユダヤ教やユダヤ人とドゥルーズとの関係については論じられていない。また「教育目的」の部分においては、2番および8番において、ドゥルーズと中東・アラブの間の文化的連続性について記されている。ここでは、ドゥルーズとアラブ人との敵対関係を記すことなく、むしろ影響・近縁関係について教育しようとする委員らの意図がみてとれる。

イスラエルはかつてカリキュラムを通して、政策的にユダヤ人とドゥルーズの近縁性を主張し、アラブ人との遠さを強調した。しかし、今回取り上げるカリキュラムを読む限り、そのような教育を通した分割統治の試みはみられない。むしろ、ドゥルーズはアラブの影響を受けていることがはっきり記されている。そしてドゥルーズは、ユダヤ人もアラブ人も平等な権利を本来持つべき民主主義国家イスラエルの一員であると記されている。

このカリキュラムが実際の教科書にどのように反映されているのかを次節以降検討していきたい。

8 ドゥルーズの教科書にみる自己像と他者像

ドゥルーズの遺産の教科書は、NPO 法人である The Centre for Educational Technology が教育省から委託を受ける形で 2015 年に執筆され、第一学年から第十年までのものが、ホームページで公開されている (The Center for Education of Technology 2015)。なお、ドゥルーズの教科書は基本的にアラビア語で書かれており、同教科書も例外ではない。

教科書の奥付の部分には同法人内の「ドゥルーズの遺産と文明」チームによって書かれたとされており、執筆に携わった個々人の名前は出てこない。しかしこの教科書は、ドゥルーズの長老であるファーゾ・アッザーム博士が監修していると記されており、ドゥルーズの宗教的な層の観点も反映されていることがうかがえる。

この教科書は、一般的な日本人の観点からすると、初等から中等教育の宗教テキストであるにもかかわらず、難解かつ抽象的な事柄が扱われている印象を受ける。ここには、日本と異なり、ほとんど全ての人が宗教に属していることが前提となっているイスラエル・中東社会ならではの関心の高さがうかがえる。

この教科書を特徴づけるものとして、「一神教信仰（タウヒード）概念にみる多元主義的視点」「輪廻の教義およびハーキムの神性」「終末論」「実践面での他宗教との共通点の強調」「シュアイブ崇敬の強調」「国家に対する両義的なまなざし」「保守的な家族觀」が挙げられる。以下この 7 点について論じていきたい。

一神教信仰（タウヒード）概念にみる多元主義的視点

この教科書の一目で見てわかる以前からの変更点として、教科書のタイトルが「ドゥルーズの遺産」(أَنْتَارُ الصَّدِيقِ الْمُرْسَلِ) から「タウヒードの遺産」(أَنْتَارُ التَّوْحِيدِ) に変化したことが挙げられる。

「タウヒード」という言葉は、「神の唯一性を宣言する」というアラビア語の動名詞である。これはユダヤ・キリスト教・イスラーム教とドゥルーズの 4 つの宗教・宗派の間でともに共有される重要な意味を持つ言葉である。ユダヤ教・キリスト教・イスラーム教はともに神が唯一であると説く宗教であり、どのようにして神が唯一であるのかはそれぞれの宗教の知識人の間で深く議論してきた。「タウヒード」は特にイスラーム教では神学の鍵概念ともされ、イスラーム教徒は「タウヒードの徒」と表現されることもある。

一方、ドゥルーズもまた神を唯一であると説く宗教であり、ドゥルーズの神学は「タウ

ヒードの派」(マズハブ・アッ=タウヒード *(مذهب التوحيد)* と総称される。また、ドゥルーズは自集団のことを、一神教徒を意味する「ムワッヒドゥーン」と呼称することがしばしばある。アラビア語ではこの「ムワッヒドゥーン」は動名詞タウヒードの能動分詞複数形である。

つまり、この「タウヒード」という言葉は、ドゥルーズとイスラエルの他宗教、ことにイスラーム教とともに重要とされている単語である。

そのことゆえに、この教科書では「タウヒードの宗教」や「タウヒードの派」という表現が、ドゥルーズ派のみを指す場合もあれば、ユダヤ教・キリスト教・イスラーム教を含む一神教全般を指す場合もある。ときに、ドゥルーズと他の一神教との近縁性を強調するために、意図的に混同させているのではないかとみられる場面もある。以降、それらは筆者の判断のもとで訳し分けていく。

この「遺産」の教科書で「タウヒード」概念についての記述が始まるのは、小学4年生からである。小学4年生の教科書の18ページの「ドゥルーズは一神教に属する」という節および、小学5年生の教科書30ページの「タウヒードの諸宗教」という節を紹介したい。
(以下、太字は原文ママ)

ドゥルーズはタウヒードの派に属する

一神教徒であるドゥルーズは、唯一にして2つとなく、宇宙の創造主である至高な神を信仰しています。またドゥルーズとともに暮らす隣人である三つの天啓宗教とともに、神の單一性 (*وَحْدَانِيَّة*¹) を信仰しています。その隣人は、イスラーム教、ユダヤ教、キリスト教です。

そうであるにも関わらず、タウヒードの派はその種において独特の派である。何がドゥルーズを際立たせているのでしょうか？

(中略)

一神教徒であるドゥルーズは諸聖典を認めます。ユダヤ人にはトーラー(旧約聖書)があり、キリスト教徒には福音書(新約聖書)があり、イスラーム教徒にはクルアーンがあります。ドゥルーズ派の宗教的人物も非宗教的人物も、宗派全体がそれについて知って、それを学びます。

ドゥルーズは独自の諸聖典を持ちます。それらの書物は、多くのクルアーンといくつかのトーラーと福音書の章句の解釈を含みます。宗教的な人々(※訳者注…ここではイニシエーションを経て、「英知の書簡集」を読むことができるようになった人物を指す)だけが一神教徒であるドゥルーズが持つ諸聖典について知っています。そして彼らだけがそれを学び、それに深く入り込むことができます。

(後略)

¹ ワフダーニーヤは、タウヒードと同じ語根 (*هـ-وـ*) である。

一神教の諸宗教

三つの一神教であるユダヤ・キリスト・イスラーム教の信者は、神の唯一性を信じ、宇宙の創造主にして所有者であり、人類を見守っていると信じています。それゆえにこれらの三宗教は一神教と呼ばれます。

一神教徒であるドゥルーズ全体は三つの一神教で述べられている使徒たちと預言者たちを信仰しています。そして彼らの慣行や律法を尊びます。トーラー・福音書・クルアーンの諸聖典で述べられたことを信頼します。そしてそれらが連續した一つの繋がりであると信じます。

この中で、ドゥルーズは一神教徒であるという意味でユダヤ教・キリスト教・イスラームと同じ「タウヒードの宗教」であるとしている。そして、それらの聖典であるヘブライ語聖書・ギリシャ語聖書・クルアーンにも敬意を払い、それらの諸聖典で述べられたことを信頼すると述べている。また、ドゥルーズが持つ独自の諸聖典である「英知の書簡集」もそれら3つの聖典の解釈を含むと解説することで、その主張の正当性を補強している。

その一方で、この教科書は「英知の書簡集」は宗教的な人物だけが学ぶべきものとして、学校でそのものの内容を教えることを回避している。「英知の書簡集」はドゥルーズの伝統では宗教的なイニシエーションを経た者だけが読み、学ぶことができると言われるもの、19世紀に西欧に持ち出され、東洋学者による研究が行われた。代表的なものとしては、Daniel De Smet によるフランス語への全訳がある。また、アラビア語版の原典も公刊されている。そして、インターネットで無料でその pdf ファイルを手に入れることもできる。

そのように「英知の書簡集」が手に入れやすいものであったとしても、あえて「英知の書簡集」そのものを教えない背景には、伝統的な宗教的慣習への配慮に加えて、「英知の書簡集」が持つ宗教個別主義的な内容に触れることを回避したい思惑があると考えられる。

「英知の書簡集」は独自の「タウヒード」に関する論理を持ち、ハーキムを神であると認めることができが眞のタウヒードであると記されている。そして、イスラーム教徒でありながらもハーキムを神であると認めないものは、多神崇拜（シルク）の罪を犯しているとして、最後の審判の日に滅ぼされると記してある [菊地達也 2009, 216-218]。

ここから、「英知の書簡集」で説かれているタウヒードは、「一つの神を信じていると明している」ということで担保されるものではないと言える。ドゥルーズ集団の構成員としてドゥルーズの信仰箇条を認めることで、初めてタウヒードを行っている（=神が一つであると信じている）と認められる。「英知の書簡集」において、タウヒード概念は宗教個別主義と強く結びついている。

一方で、「遺産」のカリキュラムは、「イスラエルのすべての市民の間の平和的な共存と良好な共生関係」を実現する市民を育成することを目的としている。それゆえに、そのカリキュラムに準拠した「遺産」の教科書では、神を一つであるとするユダヤ教・キリスト

教・イスラーム教をすべて一神教であり、ドゥルーズと共に持つと認める、宗教多元主義的な態度をとっていると考えられる。

つまり、「英知の書簡集」では、神が一つであるという観念を、自集団のみが正しいとする、セクト的な排除の論理として用いているのに対し、「遺産」の教科書では他集団の正当性を認めるための論理として機能することになる。その間の矛盾ゆえに「英知の書簡集」そのものを教育現場で用いることを避けていると考えられる。

しかし、ドゥルーズは一神教を自認しているとはいえ、一神教とは逸脱しかねない「輪廻転生」「ハーキムの神性の承認」の教義を持つ。その部分をいかに教育しているのかを次節で検討する。

輪廻の教義およびハーキムの神性

ドゥルーズは一神教であるという主張は、歴史的に疑いの目で見られてきた。その理由として大きなものは、イスラームをはじめとする他の一神教にはない輪廻転生を信仰していることにある。それゆえにドゥルーズを背教者として殺害するべきというファトワーが高位のイスラーム法学者から出されたことも数多くあった (Hazran 2012, 224-247)。

また、いまなお輪廻の教義はドゥルーズに社会的なインパクトを与え続けている。一例を挙げるとドゥルーズの大学生 50 人に対するインタビュー調査の中で、30 人が輪廻転生が自らのアイデンティティーにとって重要であると述べている (Halabi and Horenczyk 2019, 1-10)。

このような背景がある中で、この教科書は輪廻転生を一神教的な観念として説明しうる枠組みを提供している。その枠組みの根拠として持ち出されるのは、ソクラテスおよびその言行を記録するという形で執筆活動を行ったプラトンである²。

ソクラテスが初めて登場するのは、第六学年の教科書の第二章「一神教徒の遺産の中の預言者の物語」の中である。この章では、ソクラテスのほかに旧約聖書とクルアーンに登場する預言者であるアイユーブ（ヨブ）とユースフ（ヨセフ）、クルアーンに登場する預言者ハディル、預言者ムハンマドの教友アブ・ザール・アル・ギファリとサルマーン・アル＝ファーリスィーが取り上げられている。

この章で取り上げられている人物の中で、ソクラテスだけは明らかに他と異なっている。ソクラテス以外はユダヤ教・キリスト教・イスラーム教のいずれかあるいは全てにおいて崇敬対象である。対してソクラテスはこれらの宗教で崇敬されるような預言者や教友ではなく、古代ギリシャの哲学者である。

そうであっても彼を一神教上重要であるとみなす理由として、教科書は「アテナイの人々が神々は複数であったと考え、彼自身もそう教育されていたにもかかわらず、ソクラテスはその信条を拒絶し、神は一つであると考えていた」(76p) からであると記している。

しかし、思弁的に神は一つであると考えていたことが確実な哲学者は、ソクラテス以外

² ソクラテスは自ら書物を執筆することがなかった。ソクラテスの思想は弟子プラトンの記述を通して知られている。

にもいる。また、プラトンの執筆によるソクラテスの言行録として最も有名な「ソクラテスの弁明」の中では、ソクラテスは神を単数形でも複数形でも用いている [クラウス・リーゼンフーバー 2000, 71]。ソクラテスが確実に一神教的な信仰を抱いていたと考えるのは難しいだろう。

そうであっても教科書がソクラテスを一神教徒に数えようとしている背景は、二つ考えられる。第一に、ソクラテスをその主人公とするプラトンの対話編の中に、ドゥルーズと類似した輪廻思想を肯定する記述があるからと考えられる。例えば、対話編「パイドーン」の中で、肉体は滅びうるが靈魂は不滅であると主張し、その論理的な帰結として輪廻思想を説いている [プラトーン 1968, 262]。同様の主張は、「国家」、「ティマイオス」などの対話編にも見られる。

第二に、ソクラテスはユダヤ教徒からも、キリスト教徒からも、イスラーム教徒からも宗教の枠組みを超えて尊敬されているために、ドゥルーズの信仰内容を擁護し、権威付ける上で効果的であるからと考えられる。

この「遺産」の教科書では、輪廻思想を正面から取り上げた言及は存在しない。しかし、日本の高校1年生に相当する第十学年の教科書の74p-76pにかけての「人間は肉体と靈魂の統合したものである」という節で、輪廻思想をほのめかす言及がある。

人間は肉体と靈魂の統合したものである

一神教徒であるドゥルーズは肉体と靈魂はその本質において切り離されたものであると考えています。しかし、人間においてその2つは連続しており、どちらか一方なしで存在することはありません。ギリシャの学者であるプラトンの影響を受け、一神教徒であるドゥルーズは人間の靈魂は肉体とつながっており、そこから離れて存在しない一方で、人間の靈魂は不变であり消滅することがないと主張します。というのも人間の靈魂は人間の命の消えることのない源であり、靈魂のない物質的で肉体的な生命は存在しないからです。ドゥルーズの考え方では、誕生の時に靈魂は人間に入り込む。そしてその瞬間に人間は単純な生物学的な肉体から、肉体と靈魂の統合したものへと変化する。それは一貫性と調和と協和をその特徴として有するに至ります。靈魂は論理的で思想的で意識的な被造物であり、生命全体に広がるに至ります。

(中略)

プラトンは人間の肉体を物質的な現象界の一部とし、靈魂を精神的に完全な知性界に属するものとした。それゆえに、肉体は限界を持ち滅びるのに対し、靈魂は神的な世界に属し、滅びることがなく永遠に続くとしました。

(中略)

ドゥルーズの学者たちは、プラトンの思想の影響を受け、この物質界において肉体と結びつくほかには靈魂は存在しないとした。肉体は魂のための場所であり、その生涯を通して分離することはありません。プラトンによると、人間はその誕生から死亡に

至るまでは肉体と靈魂は結びついており、一つの存在です。

(後略)

やや回りくどいものの、ソクラテス・プラトンの教えである靈魂不滅説および、ドゥルーズがその主張を信奉していることが記されている。

しかし、この教科書においては、プラトンが輪廻思想を説いたこと及び、ドゥルーズが輪廻思想を信奉していることは直接は記されていない。そのことをあからさまに説くことは、ユダヤ教・キリスト教・イスラーム教との違いを強調してしまうことになりかねないからだと考えられる。

しかしながら、ソクラテス・プラトンを一神教徒という枠組みの中に置くことで、彼らの主張である靈魂不滅説および、そこから帰結しうる輪廻転生もまた一神教の枠組みの中に回収しうることを教科書のソクラテス・プラトンに関する記述はほのめかしている。

この記述は、他宗教との断絶を深めずに、学生がすでに誕生や葬送の儀礼に接する中ですでに漠然と知っている輪廻転生の教義への理解を深めようとする、苦心の末に記されたものであると考えられる。

また、輪廻転生の教義にとどまらず、19世紀に東洋学者によって聖典が持ち出されて以降は、その中に記されている非一神教的な特徴も広く知られるようになった。その代表はイスマーイール派第七代イマームであるハーキムの神性の承認である。

初期のドゥルーズの歴史については第十学年の教科書の118-189ページに記されている。しかし、ハーキムに関しては「マフディー」という記述にとどまり、神であるとは記されていなかった。

これは、ドゥルーズと他宗教との断絶を深める内容を記さないという配慮と、ハーキムの聖者廟は存在せず、現代イスラエルのドゥルーズの宗教実践の中でハーキムへの崇敬が行われていないことが背景にあると考えられる。

終末論

先述の通り、「英知の書簡集」に記されているドゥルーズの終末論はきわめて宗教個別主義的なものである。審判の日に数々の輪廻を通して魂を磨いてきたドゥルーズが救われ、他宗教に属する人々はそれぞれ苦役を受けるとされる [菊地達也 2009, 216-218]。しかし、この教科書ではその終末論を直接教えることは回避している。

第10学年の教科書195pから196pにかけての「復活の日の報いと罰」においては、ドゥルーズ・ユダヤ教・キリスト教・イスラーム教の終末論に触れられている。最初に短くドゥルーズの考え方を説明している

ドゥルーズは、他の三大一神教と同じく、応報の理論を一つの柱としています。ドゥルーズは至高なる神が人間を監視し、庇護し、配慮で満たすと信じています。そして人間の行動を見て、行動に応じて人に応報を行います。神慮への信仰は、ドゥル

ズの信徒に宗教的義務を行い、倫理的な生を送るよう命じます。なので、正しい行いをした人には報酬があり、悪い行いをした人には懲罰があります。

ここでは、ドゥルーズ以外の他宗教が懲罰を受けるといった表現はない。かわりに、「人間の行動」に応じて、神は報酬と懲罰を与えると書かれており、他宗教の人間も正しい行いをしていれば救われることがありうるという書き方をしている。

次いで、ユダヤ教の「応報の理論」が説明される。終末ではすべての人の行為に報いがあり、偶像崇拜と多神崇拜が滅ぼされ、世界の全ての人が集まり一つの神を崇拜するようになると書かれている。

キリスト教の「応報の理論」としては、マタイによる福音書の「山上の説教」が引用され、罵倒され、迫害され、追放され苦しんだ人間には、天でその分の報いがあると説いていると書かれている。

イスラーム教の「応報の理論」としては、クルアーンにおいて復活の日が警告され、偶像崇拜を忌避し神は一つと信じたものは楽園に入り、そうでないものは地獄に入ると書かれていると紹介されている。

これらの宗教の紹介にあたっては、ユダヤ教・キリスト教・イスラーム教およびドゥルーズが共通して忌避する偶像崇拜や多神崇拜が罰せられる対象であるとされている。つまり、どの宗教であっても偶像崇拜や多神崇拜を拒否する一神教徒であれば、だれもが救わると解釈できる書き方を行っている。ここではドゥルーズ・ユダヤ教・キリスト教・イスラーム教の四宗教が「一神教」という意味で等しく真理を分かちあっているというメッセージがこめられている。

実践面での他宗教との共通点の強調

この教科書が現代のドゥルーズとユダヤ教・キリスト教・イスラーム教の宗教実践を紹介するにあたっては、一見表面的に差異があるように見えても、あくまでそれは外形のことであって、本質的には他と類似したものであると紹介することが多い。

日本の中学生に相当する第8学年の教科書68-75ページの「ユダヤ教・キリスト教・イスラーム教の3つの一神教と礼拝の役割」では、ドゥルーズにおける礼拝の役割と対照させる形で各宗教における礼拝の共通点と相違点について論じている。

この章では、冒頭でドゥルーズとユダヤ教・キリスト教・イスラーム教は同じ一神教であることが再確認されたうえで、それぞれの礼拝所はマスジド(モスク)、カニーサ(教会)、カニース(シナゴーグ)など、違う名前を持っていることが言及される。そして、「それぞれの場所で、礼拝は何が異なっているのか?」と問いかける。

続いて、「3つの天啓宗教での礼拝所の名前」という節では、カニース、カニーサ、マスジドはともに「集まる」を意味する語根から派生しているのに対し、ドゥルーズの「ハルワ」は「籠る」を意味する語根であることを示す。

次の「3つの天啓宗教での男女の分離」では、ドゥルーズのハルワはユダヤ教保守派の

シナゴーグでも、イスラーム教のモスクでも男女が分離しているのに対し、キリスト教の教会では男女は分離していないと書いている。

その次の「三つの天啓宗教における礼拝」では、ドゥルーズ、キリスト教、ユダヤ教、イスラーム教などの宗教においても、創造主を崇拜する営みとして礼拝が欠かせないものであると記されている。

次節の「三つの天啓宗教における礼拝の先導者」では、どの宗教においても礼拝にはそれを行う上で先導する人物がいると記されている。

最後の「まとめ」の部分では、学生たちはそれぞれの宗教とそれぞれの礼拝の特徴を表にするよう促されたうえで「他の宗教の礼拝はどのようにドゥルーズの礼拝に近いだろうか？」と問い合わせが行われる。「どのように異なっているか？」とは問い合わせていないことに留意してほしい。

この章では、生徒たちは他宗教の礼拝について多様な視点から見ることを促される。しかし、最後の問い合わせに現れているように、それらの他宗教の礼拝は、章全体として眺めるならば、ドゥルーズとの相違よりも近さに着目して論じられているといえよう。

また、ドゥルーズにとって宗教実践は礼拝だけではない。イニシエーションを受けておらず、普段はそれほど礼拝に行くことのない一般的のドゥルーズにとって、祭りや聖者廟に通うことは重要な宗教実践である。それについて解説している部分は、第五学年の 62 ページから 95 ページにかけての章「イードと参詣」である。

通常、イスラーム教の文脈で「イード」といえば、イード・アル・アドハー及びイード・アル・フィトルを指す。イード・アル・アドハーは、イブラーヒーム（アブラハム）がその息子を神にささげようとした日であり、イスラーム教徒が一生で一度行うべき義務とされるメッカ巡礼の最終日でもある。イード・アル・フィトルは、イスラーム教徒の義務である断食月明けの日である。しかし、ドゥルーズにおいては、両日を祝うものの、メッカ巡礼や断食自体は行わない。

この教科書においては、イード（祝日）に関しては、ドゥルーズにとってイードはイード・アル・アドハーとイード・アル・フィトルの 2 つであり、ともにイスラーム教に由来し、イスラーム暦に則って祝われるものの、ドゥルーズは特別の意味合いでこの 2 つを祝っているとしている（63p）。

イード・アル・アドハーに関して、ドゥルーズではその前日の 10 日間が重要であり、人々は礼拝所であるハルワに通うと書かれている。そしてそのページには、ユダヤ教においても大贖罪日の前の十日間は特別な意味を持つというコラムが載っている。

また、「なぜイード・アル・アドハーと名付けられたのか？」というコラムもあり、そこではイブラーヒーム（アブラハム）が息子を神にささげようとしたエピソードが記されており、同様の「ユダヤ教の聖典であるトーラーにも、イスラーム教徒の聖典であるクルアーンにも」（72p）記されているという記述がある。このコラムでは、説明の随所にクルアーンが引用されている。ここには、クルアーンもドゥルーズが承認している諸聖典の一つ

であるという、教科書のスタンスが表れていると考えられる。

イード・アル・フィトルに関しては、この「フィトル」の語根が断食であり、ムスリムとドゥルーズ双方にとって、イード・アル・アドハーに続き、二番目に重要な祝日であると記されている。そしてこの日は、断食を通して神に近づいていくことの喜びを表す日であるとしている(76p)。

続くページでは、図でドゥルーズにおける「断食」には三段階あることが記されている。第一段階においては、それは食事における断食を指す。第二段階においては、体のふるまいにおいて断食することを指す。これは行動において自制することを指す。第三段階においては、心において断食している段階であり、ここにおいて心は完全に清められ、神から報奨と愛を得ている。ドゥルーズの教義においては第三段階に達すると、大きな喜びと幸福を得ることができ、そのことこそがイード・アル・フィトルの真の意味であると説明している(77p)。

ここからは、ドゥルーズにおいて一般的な意味での断食の習慣はないものの、より深い次元においてはイスラーム教徒と同様に断食しているという理解が示されている。

また、聖者廟の参詣についても、中東地域で共通で崇敬されている聖者の廟が聖者廟となっている点が記されている(80p)。また、現在ドゥルーズ固有の廟と見做されている廟であっても、他宗教の人物が訪問することがあることが記されている(83p)

このように、礼拝・イード・参詣の全ての面において、ユダヤ教、キリスト教、イスラーム教との共通点に触れられていると言える。

シュアイブ崇敬の強調

Firro をはじめとした先行研究においては、イスラエル国家が分割統治を行うにあたってシュアイブとその廟の崇敬を強化したことが示されている。シュアイブは元来クルアーン7章85節から94節に登場する聖者であり、マダインに遣わされ、人々に偶像崇拜や不正をやめるよう説いたとされる。しかし、シュアイブが旧約聖書に登場するモーセの義父エトロであり、ドゥルーズとユダヤは兄弟関係にあるという主張をイスラエル政府の側が生み出した。そして、その言説はドゥルーズのみがイスラエル国家に徴兵されることを正当化した(K. M. Firro 2001, 40-53)。また、80年代の教科書においてもエトロとシュアイブが同一であったことは強調されている(Halabi 2018, 1-14)。

このようにシュアイブとエトロが同一であるという主張はイスラエル以外のドゥルーズは述べないどころか、そもそもシュアイブがドゥルーズの信仰にとって重要だという見解も持っていない。例えばシリアのドゥルーズの Abu-Izeddin の著名な概説書などを参照しても、一切シュアイブについての言及はない(Abu-Izeddin.N.M 1993)。また、レバノンのドゥルーズの Makarem の概説書をみても同様である(Makarem 1964)。シュアイブ崇敬はイスラエル固有のものとみるべきであろう。

しかし、エトロがすなわちシュアイブであったという主張は、現代では単純にドゥルーズがユダヤ人と同根であるという主張にとどまらないこともある。

イスラエルのドゥルーズのリーダーである Mowafaq Tarif は、ドゥルーズ退役軍人協会のホームページに寄せた文書で、エトロはシュアイブであり、ドゥルーズとユダヤ人は兄弟であるとしている。しかしながらドゥルーズの先祖であるエトロはモーセにユダヤ人を組織する方法について教え、それが後の政教分離原則や民主主義の基盤になったとも同時に記している [Tarif]。

一般に、イスラエルにおいては、エスニシティに重点を置き、自国を「ユダヤ人国家」と自己定義する保守的な潮流と、自由民主主義に重点を置き「すべての国民のための国家」であると自己定義するリベラルな潮流がある。

Tarif はエトロがシュアイブであったという主張を行っているものの、その出来事はドゥルーズとユダヤの血縁関係を示すものにとどまらず、イスラエル国家の原則である自由民主主義を支えるものもあるとしている。この Tarif による文書からは、エトロとシュアイブの関係という言説を、ユダヤ人中心主義的で保守的な観点からではなく、リベラルな側面からとらえなおそうという発想が見受けられる。

では、現在の教科書においてシュアイブとエトロの関係はどう教えられているのだろうか。現在の教科書においてシュアイブは重要な人物とされ、第 5 学年の教科書を初出として数回にわたって取り上げられる。しかし、多くはクルアーンのシュアイブのエピソードに則って記述されており、旧約聖書との混同は見られない。

例えば、イスマーイール派の第七代カリフでドゥルーズ派の開祖でもあるハーキムの生涯について語る中で、シュアイブについて語る箇所が第十学年の教科書の 129 ページに見受けられる。ここでは、ハーキムはそのカリフとしての統治にあたって、クルアーンに登場し、マダインの人々の不正と戦ったシュアイブを模範としたという描写がある。そして「このことがドゥルーズとシュアイブの関係の本質である」とまとめている。ここでは、ドゥルーズとシュアイブとのつながりを、歴史をさかのぼって理解し、ドゥルーズがシュアイブを崇敬するべき根拠を示そうとする姿勢が見受けられる。

ここでは、クルアーンに乗っているシュアイブの言動だけが注目されており、エトロとのつながりは論じられていない。80 年代の「遺産」の教科書においては、シュアイブについての記述のほとんどが旧約聖書に基づくモーセとの関係に費やされている (Halabi 2018, 6)。現代のドゥルーズの教科書においては、シュアイブについて語る際に、旧約聖書のエトロおよびモーセとの関係に触れることがより少なくなったということが言える。

しかしながら、シュアイブとエトロ・モーセとの関係についての言及が完全に消えたわけではない。第 10 学年の教科書 173 ページから 175 ページにかけての節「旧約聖書におけるシュアイブ」では、旧約聖書においてもエトロという名においてシュアイブが言及されていると初めて書かれている。

そこでは旧約聖書の出エジプト記 18 章 19 節から 23 節が引用されている。この箇所では、モーセがシナイ山で十戒を受け取る前にエトロに面会し、エトロはモーセにアドバイスを行う。

この教科書によると、ドゥルーズはこの箇所に特別な解釈を行っているとする。18章21節では「あなたは、民全員の中から、神を畏れる有能な人で、不正な利得を憎み、信頼に値する人物を選び、千人隊長、百人隊長、五十人隊長、十人隊長として民の上に立てなさい」(新共同訳聖書より引用)と記されている。「神を畏れる有能な人」という言及の中で、実際はエトロは十戒の中の神への畏れに関する最初の4戒(神を信じること、偶像を禁じること、神の名を濫りに唱えないこと、安息日を聖とすること)について教えたとする。そして「神を畏れる」ことは、ドゥルーズにとって最も中心的で重要な基本原則であるとも付記している。

次いで、「不正な利得を憎み、信頼に値する」という箇所で、エトロは実は残りの実践倫理に関する6戒(父母を敬え、殺すな、姦淫するな、盗むな、偽証するな、隣人の財産を貪るな)を示した。これを踏まえ、「この解釈によると、エトロはモーセがシナイ山で十戒を受け取る前に、イスラエルの民の信仰の基本原則である十戒を教えたのである!」(175p)と書かれている。

ここでは、エトロとモーセの関係は血縁・親族関係という点より、十戒という共通の信仰箇条を持っていた点が強調されている。また、十戒についてはこの教科書の注釈の中で、ユダヤ教のみならずキリスト教でも重視されていることが明記されている(174p)。

以上の記述からは2点が読み取れる。一つは、イスラエルのドゥルーズが崇敬しているシュアイブはモーセより先に十戒を知っており、非常に優れた人物であると主張していることが読み取れる。第二に、ユダヤ・キリスト教に共通する倫理をドゥルーズが共有していると主張していることが読み取れる。

以上の分析から、イスラエルのドゥルーズは国家が主張するシュアイブの重要性とエトロとの関連性を今なお受け入れているものの、80年代ほど強調されていないことがわかる。そして、それは単純なユダヤ人とのエスニックなつながりとしてのみ受け入れられているのではない。「十戒」やそこに示された神への畏敬の念をドゥルーズも共有していることの例証とし、倫理的・文化的なユダヤ・キリスト教とのつながりを示すものとして受け入れたことがわかる。

シリアのドゥルーズを取り扱った先行研究で、シリアではドゥルーズとイスラームとのつながりが強調されることが明らかにされている[菊地達也 2009, 243]。しかし、ここで見てきたように現代のイスラエルではドゥルーズとイスラーム教のつながりのみならず、ユダヤ・キリスト教とのつながりも強調される。その背景には、シリアではイスラーム教が圧倒的多数派であるのに対し、イスラエルではユダヤ教・キリスト教・イスラーム教がそれぞれ一定の影響力を持っていることが背景にあると考えられる。

国家に対する両義的なまなざし

ここでは宗教教義に関する箇所を離れ、政治的側面への言及を見ていきたい。教科書においては、国家の政策を時に評価し、時に批判している。第十学年の教科書252p-255pの「イスラエルのドゥルーズの村落の変化のプロセス」にはその両面が表れている。

この節においては、イスラエル建国以降のドゥルーズの村落の変化について記されている。いったん、イスラエルの建国によって「国内の治安の向上、生活水準の向上、人口の増加を成し遂げた」(253p)と部分的に評価している。

しかし、負の面として「ドゥルーズの村におけるインフラストラクチャーは、比較的遅れている。イスラエルにおいて、ユダヤ人の集落とドゥルーズの集落の間にははっきりとした格差がある」(254p)と記されている。

そして、学生向けのワークの部分では、「ユダヤ人の集落とドゥルーズの集落の間には格差があることが明らかになっており、イスラエルにおける異なる集団間の格差の問題を投げかけています。以下の文章を読み、イスラエルのドゥルーズの集落における発展の問題についてあなたの意見を書いてください」(255p)という課題が投げかけられ、イスラエルの独立宣言の抜粋が提示される。

「イスラエル国は（中略）、その市民の社会的、政治的権利において、宗教、人種、性別にかかわらず差別がなく、完全に平等である。同国は宗教、良心、言論、教育、文化における自由を信じる。また、同国はすべての宗教の聖地を保護する。また、国連憲章を遵守する」

ここでは、学生たちにイスラエルにおいて非ユダヤ人であるドゥルーズと、ユダヤ人の間には差別があるということを提示する。そして、イスラエルの実質的な憲法の一つである「独立宣言」の中で、そのような差別は否定されるべきと書かれていると示している。

この箇所では、ドゥルーズとユダヤ人を公正に扱おうとしない国家への不満を表明している。しかし、イスラエルの左派的な知識人の間で時折見られるような、イスラエル国家の存立そのものを否定するようなラディカルな姿勢を取ることは決してしない。むしろ、そのような差別はイスラエルの建国の理念に反するものであり、建国の理念に立ち返ることで解決すべき事柄として示している。

ドゥルーズがユダヤ人に対してより低い待遇を受けていることを問題視している箇所は他にもある。267pから268pにかけての「研究概要；ドゥルーズの軍隊と労働市場への浸透」という節は、2008年にイスラエル国会付属の研究機関が行った軍隊と労働市場でのドゥルーズの現状についての調査概略を紹介している。

その調査では、イスラエルのドゥルーズが兵役という負担を背負い、そのことは他のアラブ系イスラエル国民との間に対立を生んでいるにもかかわらず、ドゥルーズは適切な見返りを受けられない状況にあるとしている。具体例としては、兵役を終えた後、ドゥルーズはユダヤ人に比べて再就職が難しいことを挙げている。そして、節の最後には、調査の本文を引用する形でこの問題は「介入を必要とする明瞭な不公正」であると述べている。

節の最後には「教室で話してみよう」というタイトルで2つの問題が載っている。「イスラエル軍への徴兵について、あなたの意見を言ってみよう」もう一つは「この調査は2008年に行われました。ドゥルーズに起こっていたこの問題について、2008年から今までの間で、あなたの意見ではどのように変化しましたか？その変化は、よいものと見ますか、悪

いものと見ますか？あなたの意見を述べてみましょう」と記されている。

日本の戦前の国定教科書などを見ても明らかなとおり、教科書はしばしば戦意高揚や徴兵への動員を目的として記されている。しかし、このドゥルーズの教科書はそのような教科書とは明確に異なり、ドゥルーズに対する徴兵の負の側面もあえて提示している。

この集落の発展および徴兵に関する記述は、ともにカリキュラムの序文に現れている「民主的な基盤に基づいた愛国心を育てる」という教育目的を反映させたものと考えるのが妥当であろう。民主主義の理念に基づけば、あらゆるイスラエル国民は宗教にかかわらず、平等な権利を持つべきである。そして、教科書は学生たちにイスラエル国家自体の正統性を受け入れつつ、その民主主義的な原則に反する現状を批判的にとらえなおすよう促す両義的な立場を採っている。

おわりに

本稿ではイスラエルのドゥルーズが他宗教を拒絶するセクト的な形態をとっていたことを利用し、政策的にイスラエル国家はドゥルーズをアラブ人の他集団から分離しようとしていたことを明らかにした。そして、かつて教科書はその分離を強調するために他のイスラーム教徒に迫害され続けてきたことを強調していた。

しかし、現代のドゥルーズの教科書ではそのような被害者性の強調はみられない。むしろ、ドゥルーズはユダヤ教・キリスト教・イスラーム教と同じ「一神教」であるとする宗教多元主義的な立場をとり、その近さを強調している。

このことは、イスラエルでオスロ合意以降イスラエル社会が徐々にムスリムその他の非ユダヤ人との融和に向かいつつあることの帰結であると考えられる。

3年前に、イスラエルをユダヤ人の民族的故郷であると主張し、アラビア語を公用語から外す内容の「国民国家法」がイスラエル国会を通過し、今なおこの法の改廃を巡って大きな議論がなされている。多文化の共生という観点からは、少数派の宗教が抑圧されない法制度が望ましいと言えるだろう。

引用文献

- Abu-Izeddin.N.M. *The Druzes:A New Study of Their History, Faith, and Society*. Leiden: Brill, 1993.
- Armanet, Éléonore. "'Allah has spoken to us: we must keep silent.' In the folds of secrecy, the Holy Book of the Druze." *Religion* 48, no. 2 (2018): 183-197.
- Bennett, Marjorie Anne,. *Reincarnation, marriage, and memory: Negotiating sectarian identity among the Druze of Syria*. PhD thesis, Arizona: The University of Arizona, n.d.
- BrakeSalim. "The Druze Vote for the Twentieth, Twenty-First, and Twenty-Second

Knesset Elections." 2019 年 11 月 17 日。
<https://dayan.org/content/druze-vote-twentieth-twenty-first-and-twenty-second-knesset-elections> [アクセス日: 2020 年 10 月 8 日].

Brandes, Tamar Hostovsky. "Basic Law: Israel as the Nation State of the Jewish People: Implications for Equality, Self-Determination, and Social Solidarity." *Minnesota Journal of International Law*, 2018.

Central Bureau of Statistics. "Population - Statistical Abstract of Israel 2020 - No.71." 6 26, 2020.
<https://www.cbs.gov.il/en/publications/Pages/2020/Population-Statistical-Abstract-of-Israel-2020-No-71.aspx> (accessed 10 28, 2020).

Court, Deborah, and Randa Abbas. "Will "Education for Tradition" be Enough in a Closing Circle of Secrets? The Case of The Israeli Druze." *Religious education* 109 (2014): 489-506.

Dana, Nissim. *The Druze in the Middle East: Their faith, Leadership, Identity, and Status*. Portland: sussex academic press, 2003.

Dwairy, M. "The Psychosocial function of Reincarnation among Druze in Israel." *Cult Med Psychiatry* 30, no. 1 (2006): 29-53.

Falah, J.F. "Does Multicultural Education Affect the Druze Heritage Curriculum?" *Open Journal of social sciences* 6 (2018): 257-271.

Falah, Janan Faraj. "'He Is Alienated': Intermarriage among Druze Men in Israel." *Sociology Mind* 8 (2018): 70-82.

Falah, Janan Faraj. "Does Multicultural Education Affect the Druze Heritage Curriculum ? ." *Open Journal of Social Sciences* , 6, 2018: 257-271.

Firro, Kais M. *The Druze in the Jewish State:A Brief History*. Leiden: Brill, 1999.

Firro, Kais M. "Reshaping Druze Particularism in Israel." *Journal of Palestine Studies* 30, no. 3 (2001): 40-53.

Frisch, Hillel. "The Druze Minority in the Israeli Military: Traditionalizing an Ethnic Policing Role." *Armed Forces & Society* 20 (1993): 51 - 67.

Gerber, Haim. "'Palestine" and Other Territorial Concepts in the 17th Century." *International Journal of Middle East Studies* 30 (1998): 563-572.

Halabi, Rabah. "Invention of a Nation: The Druze in Israel." *Journal of Asian and African Studies* 49, no. 3 (2014): 267-281.

Halabi, Rabah. "The education System as a Mechanism for political control: The education system for the Druze in Israel." *Journal of Asian and African studies* 00, no. 0 (2018): 1-14.

Halabi, Rabah. "The Faith, the Honor of Women, the Land: The Druze Women in Israel."

- Journal of Asian and African Studies* 50 (2015): 427-444.
- Halabi, Rabah, and Gabriel Horenczyk. "Reincarnation beliefs among Israeli Druze and the construction of a hard primordial identity." *Death Studies*, 2019: 1-10.
- Hazran, Yusri. "Heterodox Doctrines in Contemporary Islamic Thought The Druze as a case study." *Der Islam* 87, no. 1 (2012): 224-247.
- Hermann, Tamar. *The Israel Democracy Index 2016*. Jerusalem: the Israel Democracy Institute, 2016.
- Israel Land Authority. About Israel Land Authority. 日付不明。
<https://land.gov.il/en/Pages/AboutUs.aspx> [アクセス日: 2020年9月13日].
- Kaufman, Asher. "Belonging and continuity: Israeli druze and lebanon, 1982-2000." *International Journal of Middle East Studies* 48 (2016): 635-654.
- Khniess, Amir. *Israel and the Druze political Action:between politics of loyalty and politicis of violence*. Ph.D Thesis, London: SOAS University of London, 2015.
- M.Firro, Kais. *The Druze in the Jewish State:A Brief History*. Leiden: Brill, 1999.
- Makarem, Sami Nasib. *The Druze Faith*. New York: Caravan Books, 1964.
- Ministry of Education. *Education Carriculum of the Druze heritage*. 2013.
www.edu.gov.il/tal/portal (accessed 6 20, 2020).
- Pew Research Center. *Israel's Religiously Divided Society*. Pew Research Center, 2016.
- Smooha, Sammy. "The Advances and Limits of the Israelization of Israel's Palestinian Citizens." In *Israeli and Palestinian Identities in History and Literature*., by K Abdel-Malek and DC Jacobson, 9-33. New York: St.Martin's Press, 1999.
- TarifMowafaq. Who Are The Druze? 日付不明。
<https://druzevets.us/about-druze-people/> [アクセス日: 2020年10月25日].
- Teff-Seker, Yael. "Peace and conflict in Israeli state-approved textbooks: 2000-2018." *Journal of Curriculum Studies*, 2020: 1-18.
- The Center for Education of Technology. 2015. <https://www.moreshet.dr.cet.ac.il/> (accessed 07 08, 2020).
- W.S.Oppenheimer, Jonathan. ""we are born in each other's Houses":communal and patlinial ideologies in Druze village religions and social structure." *American Ethnologist* 7, no. 4 (1980): 621-636.
- Zeeden, Rami. ""The Role of Military Service in the Integration/Segregation of Muslims, Christians and Druze within Israel." *Societies* (MDPI, Open Access Journal) 9, no. 1 (2019): 1-15.
- クラウス・リーゼンフーバー. 西洋古代・中世哲学史. 東京: 平凡社, 2000.
- プラトーン. ソークラテース・クリトーン・パイドーン. 翻訳者: 田中美知太郎, 池田美恵. 東京: 新潮社, 1968.

メレディス・B・マクガイア. 宗教社会学:宗教と社会のダイナミクス. 翻訳者: 山中弘, 伊藤雅之, 岡本亮輔. 明石書店, 2008.

التراث الدرزي - منهاج تعليمي للتراث الدرزي، صفوف الأول – الثاني عشر. منهاج تعليمي في التراث الدرزي. منهاج تعليمي، القدس: وزارة التربية والتعليم السكرتارية التربوية مركز تخطيط وتطوير المناهج التعليمية، 2013.

宇野昌樹. イスラーム・ドルーズ派:イスラーム少数派からみた中東社会. 第三書館, 1996.

宇野昌樹. “ドルーズ教徒の歴史と社会:シリアの Jabal ad-Druze.” 日本中東学会年報, 1989: 81-116.

菊地達也. イスラーム教「異端」と「正統」の思想史. 東京: 講談社, 2009.

菊池達也. “ハムザ書簡群に見るドルーズ派終末論の形成過程.” 東洋文化, 2007: 65-84.